

「知的財産に係る権利保護支援業務の更なる強化に関する指導的意見」の印刷配布に関する国家知識産権局の通知

公布時間：2020-06-16

国知発保字〔2020〕22号

各省・自治区・直轄市・新疆生産建設兵団の知識産権局（知的財産管理部門）、四川省知的財産サービス促進センター、局機関の各部門、専利局の各部門、商標局、局の他の直属単位・各社会団体へ

知的財産保護の強化に関する党中央・国務院の政策決定・手配を着実に貫徹し、「知的財産保護の強化に関する意見」を実行し、知的財産保護体系の構築を強化するために、「ビジネス環境最適化条例」に従い、「知的財産に係る権利保護支援業務の更なる強化に関する指導的意見」を制定したので、ここに印刷配布する。実情を踏まえて、その実施を真剣に組織し、かつ2020年7月15日までに本機関の具体的な実施プランを国家知識産権局の知的財産保護司に報告することを求める。

以上をもって通知する。

国家知識産権局

2020年6月16日

(連絡先：知的財産保護司 李偉 010-62086849 電子メール：tixichu@cnipa.gov.cn)

知的財産に係る権利保護支援業務の更なる強化に関する 指導的意見

第 18 回党大会以来、知的財産に係る権利保護支援業務が急速に発展し、その適用範囲が徐々に拡大し、サービス水準が継続的に向上し、社会公衆と革新主体の合法的權益を効果的に保護してきた。それと同時に、社会公衆と革新主体は、知的財産の権利保護に対してより強くより多種多様なニーズを持つようになり、知的財産の権利保護の支援業務に対する要求も高くなってきている。知的財産の保護の強化に関する党中央・国務院の政策決定・手配を着実に貫徹し、中央弁公庁・国務院弁公庁による「知的財産保護の強化に関する意見」を実行するために、「ビジネス環境最適化条例」の規定に従い、知的財産に係る権利保護支援業務の更なる強化について次のとおり意見を提出する。

一、全体的要求

(一) 指導的思想。

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想による指導を堅持し、第 19 回党大会及び党 19 期 2 中全会・3 中全会・4 中全会の精神を全面的に貫徹し、知的財産保護の強化に関する党中央・国務院の政策決定・手配を着実に実行し、問題・ニーズ志向を堅持し、知的財産権の保護に関する支援業務体系、業務メカニズム、業務規範、人材チームの構築及び支持保障の強化に取り組み、権利保護に関する支援制度を大々的に整備し、権利保護のための支援サービスの水準を向上させ、知的財産の保護体系の構築を継続的に整備・強化し、質の高い経済発展に奉仕し、ビジネス環境の最適化を促進する。

(二) 業務遂行原則。

ニーズ志向を堅持し、国家戦略に奉仕する。国家戦略に奉仕するという発展方向を堅持し、重点地域、重点産業へのサービス配置を強化し、ニーズと資源の統合・連携を強化し、権利保護に関する支援サービスネットワークを拡大し、海外進出企業、民営企業、中小零細企業、個人事業主等の重点対象への権利保護に関する支援を強化する。

革新の模索を堅持し、公益サービスを強化する。管理革新、モデル革新、技術革新及びサービス革新を強化し、人材チーム、サービスプラットフォーム及び情報化の建設を強化し、権利保護支援の公益サービス水準を確実に向上させ、体系構築を強化し、権利保護に関する支援サービスの均等化、アクセシビリティを促進し、社会一般が満足できる権利保護支援に関するサービスブランドを造り上げる。

連携・共同構築を堅持し、協力・共有を促進する。権利保護に関する支援機構の架け橋・紐帯としての役割を十分に発揮し、政府部門、大学、科学研究所等多方面の良質な資源を集め、業界協会等社会組織のチャンネルとしての役割を發揮し、上下連動・横連携・協力共有の運営体制を形成し、権利保護の支援に関する資源の最適化配置、効率的な運用を促進する。

（三）業務目標。

2025年までに、知的財産に係る権利保護支援の適用範囲がほぼ合理的になり、サービス水準がニーズを満たし、業務メカニズムが健全化し、サービス品質が効果的に向上し、支持保障が大々的に強化され、機構チームが安定的に成長し、サービスに対する社会一般の満足度が明らかに向上するようにする。

二、権利保護支援業務能力の全面的向上

（四）業務範囲を明確にする。

自然人、法人又はその他の組織の専利、商標、地理的表示、集積回路配置設計等の知的財産に係る権利保護支援の申立のために公益支援を提供する。知的財産関連の法律・法規、権利付与・権利確定手続及び法的状態、紛争処理方式、証拠収集方法等に関するコンサルティング・指導サービスの提供を組織する。知的財産に関する公益検討、研修の提供を組織する。知的財産権侵害の判定に関する参考意見の提供を組織する。重大な公共知的財産紛争又は紛争に対するソリューション又は提案の提供を組織する。公共研究開発、経済貿易、投資、技術移転又は知的財産の対外譲渡等の活動に対する分析・早期警告の提供を組織する。展示会、交易会、大規模スポーツイベント、革新・起業活動、文化活動等のためにフィールドサービス等の権利保護のための支援サービスを提供する。知的財産に関する行政法執行、行政裁定、司法保護、仲裁調停、誠実信用システム構築等の業務のために技術的支援を提供し、知的財産に関する情報の利用、文化宣伝等の業務に奉仕する。地方の経済社会の発展状況及び実際のニーズを踏まえて、迅速な保護連携の役割を發揮し、権利保護のための支援サービスの内容を積極的に拡大する。

（五）業務体系を健全化する。

横と縦が連携し、点と面が結合され、社会的ガバナンスがなされる権利保護の支援業務体系の構築を推進し、知的財産保護のニーズとサービス資源の連動プラットフォーム、専門的技術支援プラットフォーム及び文化宣伝普及プラットフォームを造り上げる。国家レベルの権利保護支援に対する統一的な調整を強化し、部門連携と地域提

携を強化し、権利保護支援サービス「全国一網」を実現する。大学における権利保護の支援に関する公益サービスモデルの構築を模索し、業界協会等の社会組織が権利保護支援に関するメカニズムを構築し、権利保護支援サービスを提供するよう支持・推進する。権利保護の支援業務と行政法執行、行政裁定、司法保護、仲裁調停、誠実信用システム構築等の業務との有機的な連携を強化する。知的財産保護に関するボランティアサービスチームの構築を促進し、より多くの社会関係者による共同参加を奨励する。知的財産保護センター、権利保護支援センター及び早期権利保護センター等の構築・管理を強化し、条件の揃った権利保護支援センターが保護センターの構築を申告するよう支持し、権利保護支援サービスの業務統合、機構融合を強化し、保護センターと早期権利保護センターとの協調的発展を強化する。権利保護支援機構間の交流・協力を強化し、権利保護支援サービス体系が基層へ浸透し、オンライン・オフラインにおける革新・起業キャリア、ビジネス貿易流通分野における各種の市場等をカバーするよう促進する。

(六) 業務基礎を強化する。

知的財産に係る権利保護のための支援業務に関する制度の規範化水準を更に向上させ、業務手続及びサービス基準を整備し、系統的で完備したサービス規範及びサービスガイドラインを形成し、サービス能力・水準の基本的均等化を図る。サービス対象との交流・意思疎通を強化し、意見収集、フィードバック及び判決後の意見聴取の長期的かつ有効なメカニズムを構築する。権利保護支援ニーズと行政法執行、行政裁定、司法保護、仲裁調停、誠実信用システム構築等に関するサービスの提供との連携を整備し、権利保護支援に関する効率を確実に向上させる。権利保護支援の情報化建設を強化し、中国の知的財産に係る権利保護支援オンラインサービスプラットフォームのソフトウェア・ハードウェア建設を整備し、ウェブサイト及び公式アカウントの管理を強化し、プラットフォームの申立受理及びフィードバックメカニズムを最適化し、プラットフォームを利用して権利保護支援業務の統合を強化し、情報サービスの利便化、集積化、統一化を際立たせる。権利保護支援に関する宣伝・研修テキストを策定し、優れた問答の選出・推薦業務を展開し、権利保護支援知識データベース、協力機関データベース及び専門家データベース等の基礎プロジェクトの構築を強化し、情報収集・共有及び届出管理を強化する。権利保護支援業務の考課評価、人員管理及びサービス品質監督制度を健全化する。権利保護支援の経費管理を厳格化し、規範に合いかつ有効な資金運用を確保する。

三、権利保護支援業務の重点強調

(七) 中小零細企業の権利保護支援業務をしっかりと行う。

国家革新駆動型発展戦略、質の高い経済発展政策に合致する民営企業、中小零細企業、個人事業主等の重点対象への権利保護支援を強化する。ハッカースペース、小企業起業基地、マイクロビジネスインキュベーター、テクノロジー・インキュベーター、ビジネス貿易企業集積エリア等の起業革新基地への権利保護支援サービスを強化し、関連するエリアやパークにおいて、権利保護支援サブセンター、ワークステーションの建設を積極的に推進する。関係部門、社会組織と共同で、複数のルートを通じて特別調査研究を展開し、権利保護支援サービスのニーズに的確に応える。知的財産の迅速な保護連携、紛争の多種多様なソリューション、誠実信用システム構築等の方面から、ターゲットを絞ったサービス内容を積極的に模索する。

(八) 展示会、電子商取引等のビジネス貿易流通分野における権利保護支援業務を強化する。

展示会における権利保護支援サービスを強化する。権利保護支援機構と展示会、電子商取引プラットフォームの連動保護メカニズムを整備し、オンライン・オフラインにおける迅速な権利保護業務を強化する。展示会、電子商取引分野における知的財産保護への技術的な支援を強化し、権利侵害の判定意見を効率的かつ敏速に提供する。知的財産保護規範化市場をはじめとしたビジネス貿易流通分野における各種の市場の権利保護支援業務への支持を強化し、市場における権利保護支援ワークステーションの建設を促進する。知的財産保護規範化市場の管理規範や基準の制定・普及に協力する。電子商取引及びビジネス貿易流通分野における知的財産権紛争の多種多様なソリューションメカニズムの構築を積極的に推進する。

(九) 海外での権利保護支援サービスを整備する。

海外での知的財産権紛争に対応する指導を強化し、国家海外知的財産権紛争対応指導センターの建設を強化し、海外での知的財産権紛争の早期警告・防止を強化し、海外情報サービスプラットフォームの構築を促進し、企業の海外知的財産権リスクの予防・抑制意識及び紛争対応能力を高める。条件の揃った権利保護支援機構が国家海外知的財産権紛争対応指導センターの地方サブセンターを建設するよう支持する。各種の社会組織が知的財産に関する涉外リスクの予防・抑制業務を展開するよう指導する。特別グループによるサービス、人材育成、宣伝研修、資金支援、情報支持が一体となった海外での権利保護支援サービスモデルの構築を支持する。全国における海外権利保護支援資源及び情報の共有を強化する。権利保護支援の内外連動業務メカニズムを構築する。

(十) 社会的ガバナンスにおける権利保護支援モデルを積極的に模索する。

大学、社会組織等の社会関係者が権利保護支援業務に参加するよう促進し、社会的

ガバナンスモデルによる知的財産の保護の強化を模索する。大学における法律、知的財産等の学科の優位性及び人材の優位性を発揮し、知的財産コンサルティング、研修、宣伝、ボランティア活動等の公益サービスの展開を促進する。各権利保護支援機構は、資金、用地、情報、実習、実践・トレーニング及び就職推薦等の面において大学の権利保護支援業務への支持を強化する。社会組織の権利保護支援業務への指導・支持を強化し、社会組織が権利保護支援業務メカニズムを健全化し、権利保護支援宣伝研修を展開し、権利保護支援及び紛争調停等のサービスの提供を組織し、知的財産に関する誠実信用システムの構築に積極的に参加するよう促進する。

四、権利保護支援業務保障の確実な強化

(十一) 組織指導を強化する。

各地の知的財産管理部門は、地方の党委員会、政府に対して、積極的かつ自発的に業務報告を行い、チーム構築、経費支援等の資源保障のために努力しなければならない。また、部門間の調整・協力及び情報共有を強化し、地方の実情を踏まえて具体的な実施プランを制定し、各任務の着実な実行を確保し、宣伝と指導及び各級の権利保護支援業務への業績考課を強化する必要がある。

(十二) 条件保障を強化する。

国家知識産権局は、理論研究、情報照会、宣伝研修、プロジェクト支援等の面において権利保護支援業務への支持を強化する。各地方は、権利保護の経費を同級政府の財政予算に取り入れるよう積極的に努力し、権利保護支援の経費保障政策の実行を促進しなければならない。財政部門との意思疎通・調整を強化し、知的財産に係る権利保護支援のための特別資金の設立を促進する。

(十三) チーム構築を強化する。

業務の職責及び任務の必要に応じて、強力かつ十分な人員を配備し、チームの安定性を維持する。専門化した権利保護支援のためのサービスチームの構築を強化し、業務研修を強化し、職務履行能力を高める。権利保護支援を行う職員が、関連する職業資格研修や試験に参加することを奨励・支持する。権利保護支援機構と各種の専門的サービス機構との交流・協力を強化する。規定に従って、知的財産に係る権利保護支援業務において顕著な功績をあげた組織や個人を表彰・奨励する。

出所：2020年6月16日付け中華人民共和国国家知識産権局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1149640.htm>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。